

# 越境の人生

早稲田大学 教授 鈴木 将文



## 要 約

筆者は、大学卒業後、二十余年間、行政官として経済産業省に勤務するとともに、留学、司法修習、外国勤務等を経験した。その後の二十余年は、知的財産法を専門とする大学研究者となり、今日に至っている。行政、司法、大学といった職域の境界をまたがり、また、国境を越える仕事にも多くかかわったという意味で、越境的な人生といえるかもしれない。本稿では、そんな人生における、紆余曲折を経て知的財産専門家にたどり着いた経緯を、若干の感想を交えつつ、記させていただく。

## 目次

1. はじめに
2. 大学生から行政官へ
3. 通商産業省時代
  3. 1 初年兵時代
  3. 2 技術開発政策
  3. 3 通商政策―日米貿易紛争、WTO 時代の幕開け、WTO 紛争パネルでの攻防、中国等の WTO 加盟
  3. 4 知的財産政策室
  3. 5 留学、司法修習、外国勤務
4. 研究者
5. 終わりに

## 1. はじめに

パテント誌上で、自分の人生について書く機会をいただいたのは、大変光栄である。もっとも、大学の研究者としての私の知的財産制度との関わりは、二十余年に及ぶものの、他の知的財産法研究者のそれと比べて大差はないと思われる。むしろ、私の場合、行政官を中心としていろいろな仕事に関わり紆余曲折を経た後に、研究者に落ち着いたという経緯があり、その点が、私の歩んできた途の特徴である。そこで、本稿では、紆余曲折の経緯に触れつつ、それが、今の自分にどのような影響を及ぼしているのかという観点から、自らの人生を振り返ってみようと思う。表題の「越境的」というのは、行政、司法、大学といった職域の境界をまたがるとともに、国境を超えるという意味も含んでいる。知的財産と直接には関係しない話が多くなるが、お付き合いいただければ幸いである。

## 2. 大学生から行政官へ

私は、昔は自称文学少年で、高校に入学したころまで大学は文学部に進もうと思っていた。しかし、自分に創作の才能はなさそうなことを自覚したのと、社会に直接かかわる仕事をしたいという気持ちが強まったことから、他の分野を探索ようになった。結局、法学部への進学を決めたわけだが、深く考えた結果ではなく、多分に、法律家について自分で作り上げたイメージが理由だったように思う。

そのイメージの一つは、かなり幼稚なものである。私は、小学生高学年のころからミステリー小説をよく読んでいた。そして、特に米国の小説で、弁護士が主人公として活躍するものをいくつか読み、法律家、特に弁護士とは論理と弁舌で勝負する職業で、格好良いと思うようになった。

また、もう一つのイメージは、社会を良い方向に変える可能性を持つ職業としての、法律家である。そのようなイメージを抱く一つの契機は、高校の図書室で新聞を読んでいたときに、我妻榮博士の訃報が社会面に大きく出ていたのを目にしたことだった。法律家が、社会に貢献し、その逝去が社会全体に惜しまれる例を目にして、強い印象を受けたのである。ただし、研究者になりたいと思ったわけではなく（まして、身の程をわきまえていたというべきか、「我妻博士のような」研究者になりたいと思ったわけでは全くない。）、法律実務家になろうという意識が強まった。

その後、希望どおり大学の法学部に進んだが、合唱サークルの活動に熱中し、法律の勉強は仕方なくやるという感じであった。それでも、国家公務員試験と司法試験を受験することにし、受ける以上は勉強しようと思って、一時、集中的に勉強をした。その際、両訴訟法や行政法を含め、基本的な法律科目を一通り学び、さらに、経済学（当時の司法試験の選択科目の一つ）も勉強したことは、後々、行政官時代、さらに研究者となった後にも、とても役に立った。今でも、法学部の学生には、知的財産法が面白いからといって、それだけ学んでも不十分であり、基本法をしっかりと理解するとともに、できれば他の社会科学にも関心を持つようにと勧めている。

他方、私は、知的財産法を大学で学ぶことはなかった。私が在学した東京大学では、知的財産法について「無体財産権法」という科目がおかれていた。中山信弘先生がすでに助教授となっておられたが、当時、先生はドイツに留学中で、紋谷暢男先生が非常勤講師として教えておられたように記憶する。なぜか、かなり特殊な法分野という印象を勝手に抱き、正直なところ、受講することにまったく思い至らなかった。そもそも、当時は、知的財産法（無体財産権法）に限らず、経済法、環境法、国際私法等の、今でいう先端的・応用的法分野を履修する学生は少なく、今以上に、現実社会と大学の法学部との間の距離が遠かったように思う。

就職について、当時の大学生は、在学最終年度の夏休みころから就職活動を行うのが一般的だった。また、当時の東京大学法学部では、半分程度の学生が1年留年をしてから卒業していた。私も、大学入学時から、早生まれ（2月生まれ）であるから余裕を持ってよいのだという屁理屈を根拠に、5年計画で大学生活を満喫することにして、そして、サークル（緑会合唱団という混声合唱団）の活動や友人との交流が中心の、楽しい生活を3年生の終わりまで続け、4年生になり心機一転、国家試験の勉強をするとともに、就職先について真剣に考えるようになった。

幸い国家試験に通って、行政官や法曹になる途が開けたが、結果的に行政官を選択した。法曹、とりわけ弁護士になることにも強く惹かれたものの、弁護士には後でもなれるが行政官には今しかなれない、そして、国の行政庁という大きな組織の中で学ぶことが多いだろうという思いが、選択の理由だった。また、国際的な仕事や経済関係の政策にかかわりたいという思いが強まり、さらに、官庁訪問をする中で、通商産業省の人たちは、明るく開放的で、旧習にとらわれない考え方の持ち主が多いと感じたことから、通商産業省に入省することにした。

### 3. 通商産業省時代

通商産業省（2001年1月から経済産業省に改組）では、1981年に入省し、2002年に退職するまで、様々な仕事を経験させてもらった。以下、本稿のテーマに特に関係の深いものを紹介させていただく。

#### 3. 1 初年兵時代

最初に配属されたのは、立地公害局という、工業再配置、環境対策、保安政策を担当する部局であった。その局を統括する総務課の1年生として、軍隊の初年兵とはこんな感じであろうかといいたくなるような日々を送った。当時の通商産業省では（おそらく、他の多くの官庁でも）、入省年次の先後は指揮命令系統において決定的な意味を持っていた。「（入省年次が）1年違えば虫けら同然」と、よくいわれていたものである。入省1年生にとっては、周りがすべて上司であり、降ってくる仕事が多かった。

仕事が多いといっても、初年兵であるから、政策の内容に立ち入って実質的な判断を任されることは少ない。しかし、最初の1年間で経験した、特に二つの仕事は、その後に強く残る教訓を与えてくれた。

一つは、1981年10月に発生した北炭夕張炭鉱事故への対応である。当時、国内に残された数少ない炭鉱である

北炭夕張炭鉱で、ガス突出とその後の火災により、93名の命が奪われた事故であった。私の局には、炭鉱保安を所管する石炭課という課があり、事故の第一報が入って以降、大騒ぎとなった。事故対応（内部の人々の安否が物理的に確認できない状況下で、火災が続く炭鉱に注水するという難しい判断も下された。）が大変だっただけでなく、国会が開会中であつたために、連日、両院の委員会での説明をはじめ、国会対応も求められた。結局、十日間以上、ずっと役所に寝泊まりして仕事を続けた。これは、単に肉体的にしんどかっただけでなく、現実には多数の人命が失われた事故の対応であつただけに、精神的に重い経験であつた。いわれた仕事をこなす立場の私でさえ、そんな状況であつたから、まして、実質的な判断と責任を求められる立場の関係者は、本当に大変であつたと思う。その後、私はいろいろな機会に、目が回るような忙しさと、ストレスがたまるとかの経験をしたが、安易に弱音を口にするのは、夕張炭鉱事故に対応した当時の関係者に顔向けができないという気持ちに襲われたものである。

事故対応とはまったく異なる性格の仕事で、もう一つ、教訓となつたのは、文書の作成である。役所では、法律案、政省令などの作成についてはもちろん、それ以外の文書の作成においても、法令文書の用語法や一種の「作法」に従って文書を作る。新米として、文書作成について学ぶ過程で、法令の条文がどのような規則によって作られているかに気づかされた。そして、法解釈をするに際し、法令の日本語の用法を理解していることが前提条件と思われるのに、なぜ大学の法学部でそのような基本的なことを教えてもらえなかったのかという疑問も感じた。今でもよく思うのだが、日本の教育（初等中等から大学教育まで）において、物事を明快かつ説得的に説明する文章の書き方を、もっとしっかり教えるべきであり、その延長線上で、大学法学部では、法的文書の書き方や解釈の基本について、きちんと教えるべきであると思う。私として、大学教員となつてからは、授業でそのような面も教えるように努めている。

### 3. 2 技術開発政策

その後、資源エネルギー庁の石油代替エネルギー対策課という部署の係長として約2年、さらに、工業技術院（現、産業技術総合研究所）総務課の総括係長として約1年、仕事をした。前者の仕事の一つは、新エネルギーや省エネルギーに関する技術開発のための予算（エネルギー関係の特別会計）の管理であった。また、工業技術院では、上記のエネルギー関連を含む技術開発の実施主体である国立研究所の予算や定員の統括が、仕事の中心であった。

この時期の仕事を通じて、国の技術開発政策の仕組みや体制を学ぶことができた。振り返ってみると、当時（1980年代前半）は、多額の国費を投入して技術開発自体を進めることには熱心であつたが、その成果を知的財産として権利化して利益に結び付けるとか、技術移転に役立てるとかの発想は、まだ弱かったように思う。それでも、法学を学んだ者として、技術開発と法の接点に位置する特許制度について、関心を持つようになった。

なお、当時、技術の専門家から説明を聞き、それを他の行政官（例えば、大蔵省主計局や行政管理庁の担当者）に説明をするという経験を多くした。技術を文系人間に対して説明するには、翻訳家が必要であると痛感した（特許関係訴訟で、代理人弁護士の方々は同様の思いをお持ちであろう。）。

### 3. 3 通商政策―日米貿易紛争、WTO時代の幕開け、WTO紛争パネルでの攻防、中国等のWTO加盟

その後、米国留学（1985～87年）を経て、主に通商政策と知的財産政策にかかわる仕事に携わった。ここでは、通商政策関係について、少し述べる。

具体的に担当した仕事は、WTO発足前の、鉄鋼業分野の多国間通商ルール作り（特定分野についてWTOに先行して多国間ルールを作る試みであり、米国が主導し、ジュネーブで交渉が続けたが、WTO交渉の合意が見えてきた時点で中断した。）、日米間の自動車貿易をめぐる紛争処理（当初は二国間紛争であつたが、1995年のWTO設立直後に日本が米国に対するWTO協議要請を行い、ジュネーブで交渉を行った。）、WTO紛争解決制度における米国やカナダ等と日本の間の紛争の処理（米国から日本の写真フィルム市場が閉鎖的であると主張された、日米フィルム事件などを担当した。）、中国及び台湾のWTO加盟に関する交渉、「不公正貿易報告書」のとりまとめ等である。

通商関係の仕事を通じて痛感したのは、関係国間で共通のルールを設けることの重要性である。

1980年代から90年代にかけて、日本は欧米等との貿易紛争を経験し、私は、上記のように特に米国との紛争案件に関わった。当時の日本は経済力がかなり向上していたとはいえ、米国の市場の大きさ、技術力の高さ、イノベーション力などはなお日本を圧倒しており、悪評高い通商法301条による一方的な制裁措置等の脅しを背景として、米国は日本を屈服させていた。ところが、1995年にWTOが発足すると状況が大きく変わった。その前から継続していた日米自動車貿易紛争は、米国側が日本企業に輸出数量制限を求め、日本がこれを拒絶するという構図であったが、WTO発足直後に、日本は米国の措置をWTO協定違反としてWTO紛争解決制度の下での協議要請（いわゆるWTO提訴）をしたのである。1995年の6月にジュネーブで行われたWTO協議と二国間交渉に私も参加し、米国の通商代表部（USTR）の人たちと議論をしたが、以前は単に主張のぶつかり合いにとどまった交渉が、WTO協定という、主張の是非を決める共通の拠り所が生まれたことにより、建設的な交渉が可能になった。その後、攻守所を変えて、米国が日本をWTO提訴したフィルム紛争では、日本側の実質的な責任者を務めたが、やはり多国間で合意されたルールがあることにより、米国の一方的な主張を跳ね返すことができた。（それにつけても、昨今の、トランプ政権が引き起こした関税をめぐる世界的混乱は、第二次世界大戦の反省に立って国際社会が築いてきた、ルールに基づく国際的ガバナンスを根本から覆しかねない現象である。人類は、歴史から学んで賢くなっていくわけではないことを痛感する。）

通商分野の仕事をする中で、世界の歴史の節目となるような事態に直接かかわることもあった。中国のWTO加盟の交渉は、2001年に大詰めを迎えていた。同年の夏休み明けの9月11日、同年11月のカタール（ドーハ）における閣僚会議での正式決定を目指して、ジュネーブのWTO本部で加盟交渉の最終段階の会議が行われ、私も経済産業省の実質的な代表として参加していた。ところが、会議開始時刻になっても、米国の代表団が現れない。そのうちに、米国代表団が事情で出席できなくなったため、その日の会議は中止するとの連絡があった。ジュネーブの日本政府代表部に戻る車中、ラジオで伝えられる米国のテロ事件の報道には信じられない思いだった。

2001年11月のドーハWTO閣僚会議にも私は参加したが、9月の対米テロ事件以降も、米国で炭疽菌が配られるテロが起こったりして、不安感の漂う中での会議であった。経済産業省では、閣僚会議への出張者を絞り込み（若手は国内待機組となった。）、出張団は、炭疽菌対策用の薬を大量に抱えてドーハに向かった。この会議では、公衆衛生と知的財産の問題も重要な交渉事項となり、ドーハ宣言がまとめられたのは周知のとおりである。その最終段階の交渉にも参加した。

中国のWTO加盟交渉については、いろいろな出来事があったが、一つ知的財産との関係で印象に残っていることがある。交渉の全体会合がほぼ終結するころ、中国の交渉団の龍永図代表が、次のような趣旨の発言をしたのである。「我々は、まだ途上国の面があり、WTO加盟にあたって、一部の協定について、途上国としての特別待遇を求める。しかし、知的財産制度については、我々はTRIPS協定を完全に履行し、特別待遇は求めない。」

その後、私は、研究者となって以降も、中国における知的財産保護の問題（海賊版対策等）に関する仕事をする機会を多く持ったが、その過程で上記の龍代表の発言をよく思い出した。私の思いは、その発言が守られておらず、不誠実だと非難する気持ちでは必ずしもなく、むしろ、中国政府の上層部はおそらく知的財産制度の整備・執行に遺漏なきを期しているのだろうが、その意思が実際の執行の現場まで達していないのだろうという気持ちである。少なくとも日中間の知的財産保護をめぐる政府間交渉では、知的財産保護に向けたそもそもの立場を疑うのではなく、その意図が現場にまで伝わらない場合があることにつき、原因と解決策を一緒に考えるという姿勢が望ましいのではないかと思う。

### 3. 4 知的財産政策室

さて、知的財産政策に直接かかわった時代について触れる。私は、1999年から2001年の春まで、知的財産政策室長を務めた。この頃は、インターネットの急速な普及への対応が、特に重要な政策課題であった。

具体的に取り組んだ仕事の一つは、まさにインターネット普及に伴って国際的に問題となっていたドメイン名不正登録に対応するため、不正競争防止法に関連規定を導入することであった。現行法では2条1項19号、2条10項等の規定である。これら規定は、特段、論議を呼びそうな印象を与えないであろう。しかし、導入するため

の法改正作業は、苦勞の連続であった。ドメイン名やインターネットの関係団体との調整、総務省との調整、内閣法制局との議論など、各手続きで壁に当たったが、最大の苦勞の源は、足元の省内が法改正に向けて一枚岩になっていないことだった。それはともかく、この法改正は実現して本当によかったと思っている。また、現2条10項の規定に「インターネット」という用語が出てくるが、これは、日本法において、裁判規範となる規定で「インターネット」が使われた最初の例である。内閣法制局の審査では、インターネットを定義すべきだとも指摘されたが、インターネットの関係者に定義の案を打診したところ、そもそも定義を設けることに猛烈な反発を受けた。なんとか法制局を説得して、無定義で「インターネット」の語を使えたことが、改正を実現できた一大要因だったと思う。

知的財産政策室では、知的財産制度と競争政策の関係や、国際裁判管轄及び準拠法のあり方等について、研究者や実務家からなる研究会を設置して検討を行ったことも、その後の知的財産政策に、また、私自身の研究者としての仕事にも、役立った（ちなみに、当時の報告書は、冊子体のみで残され、インターネット上で入手できないのは残念である。）。知的財産制度と競争政策の関係について考え方の整理が必要と思ったのは、省内（外局である特許庁を含む。）に「プロパテント」に向けた風を感じていたためである。私として、知的財産政策室の仕事につき、知的財産の保護に向けた施策を講じるだけでなく、場合によっては保護にブレーキをかけることも必要であろう、そして後者の有力な手段としては競争政策があり、上記テーマにつき勉強しておく必要があると考えた。同様の問題意識を持っておられると思われる有識者に参加いただいた研究会の報告書<sup>(1)</sup>は、一部の方から「アンチパテント報告書」と揶揄されたが、知的財産政策室でそのような報告書を取りまとめること自体に意義があったと思う。

知的財産政策室長のポストに就いて、その後の人生にかけがいのない財産となったのは、多くの知的財産専門家の皆さんの知遇を得たことである。弁護士、弁理士、企業勤務の専門家、そして研究者の方々である。お名前を一つ挙げるのは切りがないので控えるが、三人の方々には触れないわけにいかない。

お一人は、中山信弘先生である。大学時代に知的財産法を学ばなかった私は、知的財産政策を担当する立場になり、短期間に同法に習熟する必要があるが生じたが、研究会等におけるご指導とご著作を通じて、中山先生から多くを学ばせていただいた<sup>(2)</sup>。

お二人目は、小野昌延先生である。不正競争防止法の改正作業が一段落ついた時点で、当時日本商標協会の会長であられた小野先生がわざわざ経済産業省の知的財産政策室の部屋までお越しになり、同協会の総会で改正法について講演してほしいと、私に直接依頼をされた。その後、大学に移ってから、「注解」シリーズ（『新注解・不正競争防止法』（青林書院・2007年）等）の執筆陣に参加させていただくなど、小野先生に目をかけていただいたことは、本当にありがたかった。

もうお一人は、松尾和子先生である。不正競争防止法の改正準備の過程で、法解釈につき助言いただくだけでなく、関係者を紹介いただくなど、大変お世話になった。私が大学に移って間もないころ、学会でお会いした際に、松尾先生から「大学の先生らしくなったわね」といわれ、とても元気づけられたものである。

### 3. 5 留学、司法修習、外国勤務

上述のようなポストで仕事をしたほか、役所の外で活動する機会も与えられた。

まず、若手行政官を海外留学に派遣する人事院の制度に応募して、1985年から87年まで米国のハーバードロースクールに留学した。同ロースクールでは、米国憲法、反トラスト法、国際法、国際経済法、法と経済学（日本でも著名なSteven Shavel教授の授業を履修した。）などを学んだ。知的財産法は履修しなかったが、そもそも当時は、米国でも、知的財産法は今ほどの人気科目ではなかったと思う。修士論文では、企業間の共同研究開発に関する法制度の日米比較を扱い、日本の鉦工業研究組合制度と独占禁止法の運用、米国の反トラスト法上の共同研究開発の扱いなどを分析した<sup>(3)</sup>。入学した修士プログラムは1年で修了し、2年目は、ロースクールに客員研究員として籍を残しつつ、ボストンのローファームに、無償のインターンとして受け入れてもらった。

次に1992年から2年間、第46期司法修習生として司法修習を受けた。これは、当時、裁判所と行政官庁の間の人事交流の制度として、司法修習を受ける資格のある行政官を修習に派遣する制度があり、その制度によったもの

である。

さらに1998年から99年の1年弱、米国ワシントンDCのブルッキングス研究所のフェローとなった。元駐日米国大使で同研究所の理事長のMichael H. Amacost氏の肝煎りにより、Center for Northeast Asian Policy Studiesという組織が設けられ、その初代メンバーの一人となったのである。

このように、ロースクール留学、司法修習および米国シンクタンクのフェローという経験を持つことができたのは、実に幸運であったと思う。行政官として、外国との交渉（特に米国政府の交渉者は弁護士出身がほとんどであるし、WTOの関係者も法律家が多い。）、法案の作成などに携わる際に、それら経験は大いに役立った。さらに、研究者となった後、それら経験が直接役立っていることも、いうまでもない。

#### 4. 研究者

以上のように行政官の仕事は、非常に刺激的で面白いものであった。しかし、せいぜい2、3年でポストが変わり、扱う仕事も変わるという生活を続けていては、自分なりの専門性を磨けないという思いが強まった。また、役所では、上のポストに就くにしたがい、物事を実質的に詰めるよりも、調整とか部下の提案の了承とかの仕事が中心となり、あまり面白くなくなるという意識も持っていた。

そんな中、知的財産政策室長を務めている時期に、米国のロースクールのLLMプログラムで一緒にいた名古屋大学の浜田道代教授（当時。その後、公正取引委員会委員、現・名古屋大学名誉教授）から、知的財産法の集中講義を依頼された。知的財産法を体系的に勉強するよい機会と思い、喜んで、2000年と2001年の2年にわたり、夏休み中に、名古屋大学の法学研究科で集中講義を行った。すると、浜田先生から、名古屋大学として、知的財産法の専任教員を求めているので、来ないかという話をいただいた。

研究者になることは、学生時代も、また行政官になって以降15年くらいの間も、まったく想定していなかった。おこがましいが、大学は、現実の社会との接触が少ない、閉ざされた狭い世界という印象が強く、自分が仕事をする場としては魅力を感じなかった。しかし、1990年代末、米国のシンクタンクで仕事をしたころ、理論的研究と政策遂行が非常に近い関係にある状況を目の当たりにし、そのような環境で仕事ができたら面白いだろうという気持ち急に強まった。そして、米国から帰国後、知的財産の世界で仕事をし、知的財産法の研究であれば、理論と実践の重なりのような場に身を置いて仕事ができるかもしれないという思いが芽生えていた。

行政官の仕事に対し消極的な気持ちが強まっていたし、知的財産法の研究、さらには学生の教育にも強い興味を感じたことから、浜田先生の誘いには、渡りに船という感じで応じさせていただいた。こうして、突然に、私の人生は、それまでと違うレールの上を進むこととなった。

ちなみに、行政官をしながら大学の集中講義の準備をするのは、時間的にも能力的にも、大変であった。そこで大いに助けられたのが、当時、特許庁で私のカウンターパートとなるポストにおられた高倉成男先生（現・明治大学名誉教授）の作られた資料であった。高倉先生は、京都大学で知的財産法の授業を持っておられ、その講義用資料を快く私に使わせてくださったのである。おかげで、高倉先生の資料をベースとし私なりの加工を加えるという形で、集中講義用の資料を作ることができた。このように、浜田先生と高倉先生が、私を大学に導いてくださった恩人である。

研究者となって以降は、冒頭に書いたように、さほど特色のある活動をしているわけではないが、自分なりに力を入れてきた点を二つ挙げさせていただく。

第一に、知的財産制度を、国際的な、かつ、広い政策分野の中の一つとして捉えるという観点から、検討することを心掛けてきた。例えば、日本の制度について論じる際にも、できるだけ国際条約との関係や主要国の制度との比較についての検討を行うようにしてきた。また、TRIPS協定その他の知的財産関係の条約について分析する際には、WTO協定全体とか、他の分野の条約との関係にも留意するようになってきた。

第二に、研究及び教育の活動自体も国際的に行うように努めてきた。研究面では、外国の研究者との交流を積極的に行い、また、教育については、外国人留学生の受け入れや外国大学への出講などに努力してきたつもりである。教育に関し、特に、前職の名古屋大学法学研究科は、英語による教育プログラムが充実しており、多数の留学

生を指導することができた。現在、教え子たちが、東南アジア（ベトナム、タイ、カンボジア、ラオス、マレーシア、フィリピン等）、中国、台湾、韓国、トルコ、アルゼンチン、ブラジル等で、研究者や実務家として活躍しているのは、私の大いに誇りとするところである（例えば、駐日ベトナム大使のヒエウ大使も、その一人である。）。また、現任の早稲田大学では、同僚の上野達弘教授と Christoph Rademacher 教授も国際的な研究活動に非常に積極的であり、国際会議や外国人研究者との研究会を頻繁に開くとともに、外国での研究報告のための出張も多い。

## 5. 終わりに

以上、大学卒業以降、行政官と大学教員をほぼ半分ずつ（21 年間で 23 年間）生きてきた私の歩んだ途をざっと振り返った。ここには書かなかった、無為な時間、後ろ向きの仕事なども多くあったけれども、総じて、充実した日々を送ることができたと思う。そのことが可能となったのは、多くの人に支えられたからであるが、それらの方々についてほとんど触れていない失礼をお詫びする（いつか、別の機会に書き残したいと思っている。）。

最後に、本稿に述べたような人生を歩んできた者として、最近懸念を覚えることについて問題提起をさせていただき、本稿を閉じることとしたい。

第一に、法による行政という原理を重視すべきだということである。

私が行政官になった 1980 年代は、第 2 次臨時行政調査会（臨調）の活動をはじめ、行政改革の動きが非常に活発であった。行政そのものの仕事のほかに、自分たちの行っている仕事が必要であり、その手法が適切であるのかという説明を、臨調や行政管理庁等から常に求められていた気がする。改革の主要な柱は、民営化を進めることと、従来の行政指導を駆使した行政を脱却し、法令にのっとり、透明性の高い行政に変えていくことであった。そして、通商産業省は、かつて行政指導をさかんに行っていたことから、余計に、改革の必要性に関する自覚が強かったと思う（私見では、その後の、事前規制から事後規制への変革、それに対応できる司法制度改革という動きにつき、少なくとも火付け役の一つは、通商産業省であったと思う。）。

そのような経験を経た者としては、近年、ソフトローとかガイドラインによる行政が堂々と展開されていることに対し、警戒感を覚える。日本の行政は、かつての、不透明で責任体制が不明確な行政から、透明性が高く、責任の根拠が明らかで、効果の客観的評価も可能なような行政に変わることができたのだろうか。その目標を達成できたうえで、自覚的に、「ソフト」な行政手法を行使しているのだろうか。そうではなく、単に、昔の悪しき行政手法に先祖帰りしているということではないか。そんな視点から、厳しい目で行政の在り方を監視していく必要があると思う。

具体的には、例えば、デジタル化社会に対応する社会の仕組みづくりについて、「ソフト」な行政の横行を見る。また、知的財産制度に直接関係する問題では、例えば、厚生労働省によるパテントリンケージ制度の運用は、昔の行政指導的な、判断基準と責任体制が不明確なアナクロ的行政の例と思える。

第二に、研究者の育成についてである。

日本の法学界において、研究者の養成は深刻な状況にある。特に、日本人の若手研究者のなり手が少ない。外国人の若手研究者はむしろ増えていると思われ、日本の大学の法学系研究者については、今後一層、外国出身者の登用が進むであろう。研究者体制の国際化自体はよいことである。しかし、法制度という、日本社会の成り立ちに直接かかわる対象に関する研究・教育について、日本出身の研究者が少数しかないという事態は望ましくないであろう。

さらに、日本人の若手研究者については、総じて、国際的な活動に消極的な印象がある。最近、早稲田大学で知的財産分野の大規模な国際会議を開催したところ、世界中から若手研究者が集まった。インド、中国、台湾をはじめ、東南アジア等の途上国からも、研究発表の応募が多数あり、発表者枠との関係で受入れ者を絞らざるを得なかった。それに比べ、日本からは、地元であるにもかかわらず、応募者が少なかった。知的財産法は、法学関係でもとりわけ国際交流が活発な分野であることから、若手研究者には早くから国際的な場で自分を鍛えてほしいと思う。

以上、最後は愚痴のようになってしまったが、私自身もうしばらく教育と研究にかかわっていくつもりであり、

自分ができることについて微力を尽くしていきたい（特に、研究者養成は、私自身、責任を負う当事者であることを自覚している。）。読者の中で、私と直接・間接に接点のある方々には、引き続きご指導やご支援をいただければ幸いである。

（注）

- (1) この研究会に参加いただいた石黒一憲先生（当時東京大学教授）が、その後の著作権情報センター主催の講演会で、突然私の名を挙げて、「知的財産権が何で独占か、そこが非常に問題の焦点であります。」と述べておられるが（石黒一憲「著作権保護の原点と競争政策、そして抵触法（Conflict of Laws）」コピライト 486 号 3 頁（2001 年））、ここに書いたような背景がある。
- (2) 中山信弘先生にお世話になった件については、先生の自伝ともいえる書籍の書評でも書かせていただいた。鈴木将文「（書評）万華鏡のごとき書物：中山信弘『ある知財法学者の軌跡—知的財産法学にいざなわれて』」知的財産法政策学研究 66 号 1 頁（2022 年）参照。
- (3) ロースクール在学中に知り合った、マサチューセッツ工科大学（MIT）の政治学者の Richard Samuels 教授（日本政治についての著作が多い。）は、私の修士論文を気に入って、印刷発行してくれた。Masabumi Suzuki, Comparative Study of the American and Japanese Policies Concerning Cooperative R&D, MIT-Japan Science and Technology Program (1986). おかげで、今も Google Books に掲載されている。

（原稿受領 2025.4.15）